

2007年3月8日
(平成19年)

藤沢市長 山本捷雄様

藤沢市個人情報保護制度
運営審議会会長 横山弘美

下水道受益者負担金，下水道受益者分担金及び下水道使用料の賦課，徴収及び滞納処分事務に係る個人情報を本人以外のものから収集すること及び本人以外のものから収集することに伴う本人通知の省略について（答申）

2007年2月22日付けで諮問（第248号）された下水道受益者負担金，下水道受益者分担金及び下水道使用料の賦課，徴収及び滞納処分事務に係る個人情報を本人以外のものから収集すること及び本人外のものから収集することに伴う本人通知の省略について次のとおり答申します。

1 審議会の結論

- (1) 本件個人情報を本人以外のものから収集することは，藤沢市個人情報の保護に関する条例（平成15年藤沢市条例第7号。以下「条例」という。）第10条第2項第2号及び藤沢市下水道条例施行規則（昭和36年規則第10号。以下「規則」という。）第30条第1項第1号の規定を根拠とすれば可能であるため，条例第10条第4項の適用はなく，同項で定めるところの審議会の意見を聴く必要はない。
- (2) 本件個人情報を本人以外のものから収集することに伴う本人通知の省略については，本事例は条例第10条第4項の適用はないため，同第10条第5項の適用もなく，本人以外のものから収集することに伴う本人通知を省略するにあたって審議会がその理由を相当と認める必要はない。

2 実施機関の説明要旨

実施機関の説明を総合すると，本事務の実施に当たり必要な個人情報を本人以外のものから収集する必要性及び本人以外のものから収集することに伴う本人通知を省略する合理的理由は次のとおりである。

(1) 諮問に至った経過

下水道整備の推進と適切な維持管理を図るためには、これに要する費用の一部について市民が負担する必要がある。

そのため、藤沢市では昭和33年から下水道使用料を徴収し、平成15年度からは神奈川県企業庁水道電気局に徴収委託を行っている。（藤沢市個人情報保護制度運営審議会答申第100号で認められている。）

汚水排除量の認定については、藤沢市下水道条例（昭和33年藤沢市条例第1号）第45条に「水道水の使用に伴って生じた汚水（第3項において「水道汚水」という。）を排除して公共下水道を使用した場合においては、水道の使用水量をもつて汚水排除量とする。」とされている。この規定により、井水利用者等の特別な場合を除き、水道電気局が付番し管理している水栓番号に基づく水量情報をもとに、下水道使用料の賦課徴収を行うことが原則となっている。

この規定による原則に基づき、かねてより水道電気局から情報を収集していたが、本人以外のものから収集することについて、藤沢市個人情報保護制度運営審議会へ諮問をしていなかったことから、本審議会へ諮問することとするものである。

(2) 個人情報を本人以外のものから収集する必要性について

下水道使用料を徴収する区域は、市内全域に及ぶことから、本人から収集する場合、膨大な時間、労力、費用を要することとなる。また、上下水道料金一括納付制度の実施を諮問したが、本人から水量情報を収集することでは、水道検針後に本人が市に情報を報告するまでに時間がかかり、上水道と下水道の使用料は別に徴収せざるを得なくなり、上下水道料金一括納付制度は維持することができなくなるため、個人情報である水量情報を本人以外のもの（神奈川県企業庁水道電気局）から収集し下水道使用料を水道料金と同時に徴収することが必要となる。

(3) 個人情報を本人以外のものから収集することに伴う本人通知の省略について

前記(2)でもあるように、下水道使用料を徴収する区域は市内全域に及び、個別での本人通知は、膨大な時間、労力、費用を要することになるため、また、神奈川県企業庁水道電気局の水量情報から、下水道使用料が賦課認定されることは、1ヶ月または2ヶ月毎に各戸に配布される「上下水道使用料のお知らせ」（検針票）にも上水道・下水道の内訳が表示されており、市民の認知を受けていることと考えられるので、本人通知を省略することとしたい。

(4) 添付資料

ア 個人情報取扱事務届出書

イ 公共下水道使用料の徴収事務の事務委託に関する協定書

ウ 上下水道料金管理システム画面

3 審議会の判断理由

当審議会は、次に述べる理由により、以下(1)から(2)までの判断をするものである。

(1) 個人情報をも本人以外のものから収集することについて

規則第30条第1項は、「市長は、次に掲げる事務を使用料の賦課徴収に関する事務を担当する吏員に委任する。」と規定し、第1号で「使用料の賦課徴収に関する調査のための質問及び検査」と定めている。したがって、下水道使用料の賦課徴収に関する事務を担当する下水道業務課職員は、規則第30条第1項第1号に基づき、使用料の賦課徴収に関する調査のための質問及び検査をすることができることになる。

したがって、本諮問案件は、条例第10条第2項第2号の「法令等に定めがあるとき。」に該当し、条例第10条第2項第2号並びに規則第30条第1項第1号を根拠として個人情報をも本人以外のものから収集することができる。

なお、本諮問案件は条例第10条第2項第2号を根拠として本人以外のものから収集することができる事例であり、本人以外のものから収集するにあたり審議会の意見を聴く必要性を定めた同第10条第4項の適用はないため、本来当審議会の意見を聴く必要のないものであった。

(2) 個人情報をも本人以外のものから収集することに伴う本人通知の省略について

(1)で述べたとおり、本諮問案件では条例第10条第2項第2号並びに規則第30条第1項第1号を根拠として個人情報をも本人以外のものから収集することができるため、条例第10条第4項の適用はないものである。

ここで、本人以外ものから収集することに伴う本人通知を省略するにあたり審議会がその理由を相当と認めることが必要である旨を定めた同第10条第5項は、「前項の規定による意見の聴取をした後において」と規定しており、この条項が適用されるのは同第10条第4項が適用される場合に限られる。

したがって、条例第10条第4項の適用がない事例においては、同第10条第5項の適用もない。この場合、本人通知の省略にあたり審議会がその理由を相当と認めることはかならずしも必要ではなく、本人通知を省略するか否かは同第10条第6項により実施機関の判断に委ねられることになる。

以上より、条例第10条第4項の適用がなく、したがって同第10条第5項の適用がない本諮問案件は、個人情報をも本人以外のものから収集することに伴う本人通知の省略については、審議会がその理由を相当と認めることは必要ではないものであり、実施機関の判断で当該通知を省略することができるものである。

以 上